

政策会議報告書

平成30年5月21日

報告者 市民部長

件名	住民票の写し等の第三者交付に係る「本人通知制度」への登録について		
要旨	<p>住民票の写し等を第三者に交付した場合、事前に登録した者に対して、その交付の事実を通知することにより、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による、個人の権利と人権の侵害の抑止・防止を図ることを目的とする「本人通知制度」への登録者の拡大を図っています。</p> <p>本人通知制度が浸透している市区町村においては、特定事務受任者(行政書士・司法書士)等による不正請求等が抑えられる傾向がありますので、登録者を増やすことで、不正請求の防止策としての役割がより期待されます。</p> <p>本市では、本人通知制度について転入者への案内、社会教育関係の研修会等で啓発を図っているところですが、登録者が伸び悩んでいる状況です。</p> <p>登録していない職員や今年度採用の職員に制度のご理解とご協力をお願いするものです。</p>		
所管名	市民部 市民課	電話番号	04-2998-9087

※ 会議の7日前までに関係資料を添え、32部提出してください。

※ 報告書(関係資料を除く)のデータもメールで送付してください。